

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）による特別遺族一時金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、右側胸膜の悪性中皮腫により死亡した。

請求人は、被災者には石綿ばく露作業の従事歴があるとして、監督署長に石綿救済法に基づく特別遺族一時金の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否

かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡について、石綿ばく露業務に従事したことにより「悪性中皮腫」（以下「本件疾病」という。）を発症し、死亡に至ったものであると主張している。

なお、被災者は、独立行政法人環境再生保全機構から石綿救済法第22条第1項に基づき、平成〇年〇月〇日付けで特別遺族弔慰金等を受ける権利を認定され受給している。

(2) ところで、石綿にさらされる業務による疾病の業務上外の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき、本件について検討する。

(3) 被災者は、死亡診断書から本件疾病により死亡したものと認められるが、被災者が従事していたとされる4か所の事業場から提出された職歴等回答書によると、石綿の取扱い業務は確認できず、被災者の石綿ばく露作業は否定又は不明とされている。また、被災者が在籍したことは年金記録から確認できる事業場もあるが、いずれの事業場についても被災者の作業内容が明らかでなく石綿によるばく露歴が存在した事実が確認できない。さらに、被災者が4か所の事業場及び出稼ぎ現場（B県C市）において石綿ばく露業務に従事していたとするのは請求人の主張のみであり、同僚労働者等が発症している等の客観的な資料が得られてないことから、被災者が石綿ばく露業務に従事していたとは認められない。

したがって、認定基準の要件を満たしておらず、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした特別遺族一時金を支

給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。